

（４）自動車通関証明書システム化

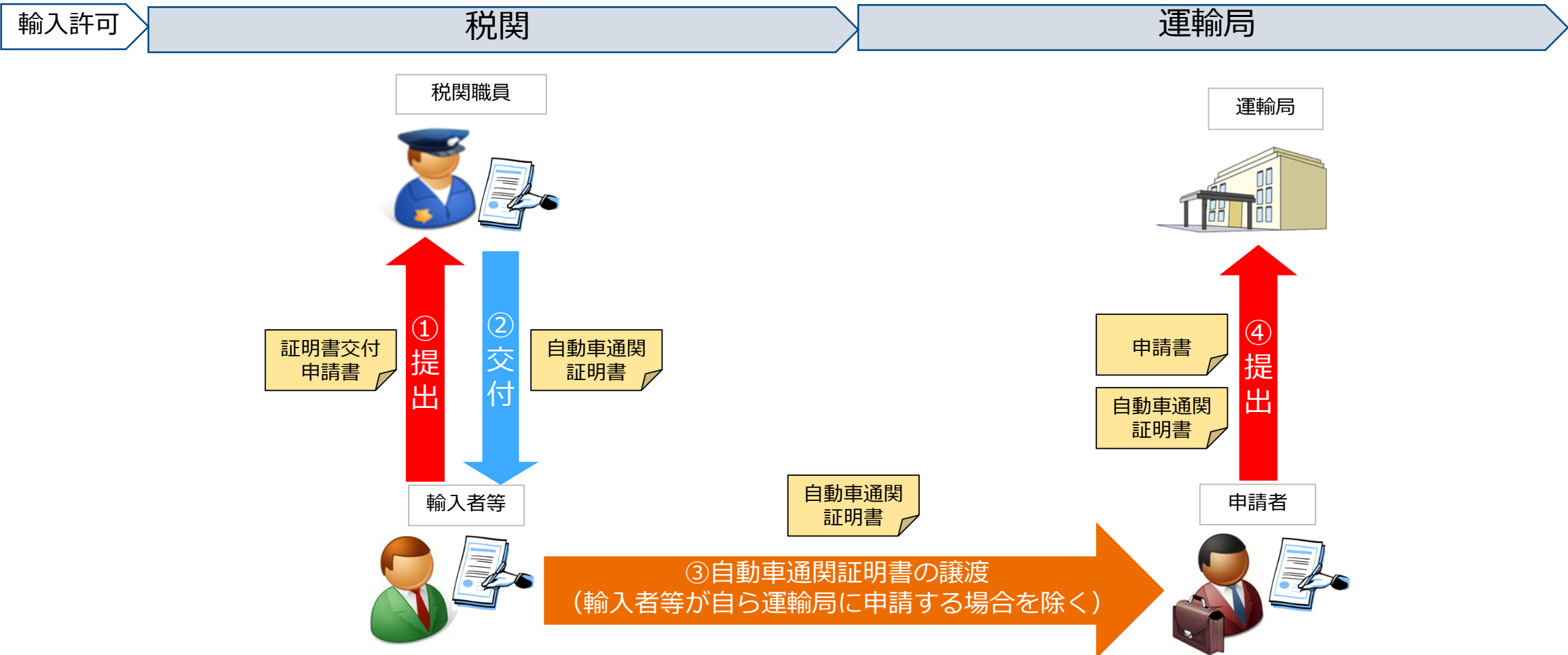


2023年6月14日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

区 分	概 要
1. 検討項目	自動車通関証明書システムのシステム化
2. 変更要望	自動車通関証明書を電子化し、国土交通省が所管するMOTAS及び軽自動車検査協会が所管するLMVIS（以下、MOTAS等とする）に連携することによって、利便性の向上及び事務の効率化を図る。
3. 次期仕様	<p>①自動車通関証明に特化した、システムによる証明書交付申請を可能とする。※</p> <p>②自動車通関証明書を電子的に発給し、発給情報をMOTAS等に連携する。</p> <p>③「電子納付」、「収入印紙」又は「現金」での手数料の納付を可能とする。</p> <p>※従来通り、書面での「証明書交付申請」及び「自動車通関証明書」の交付も可能</p>

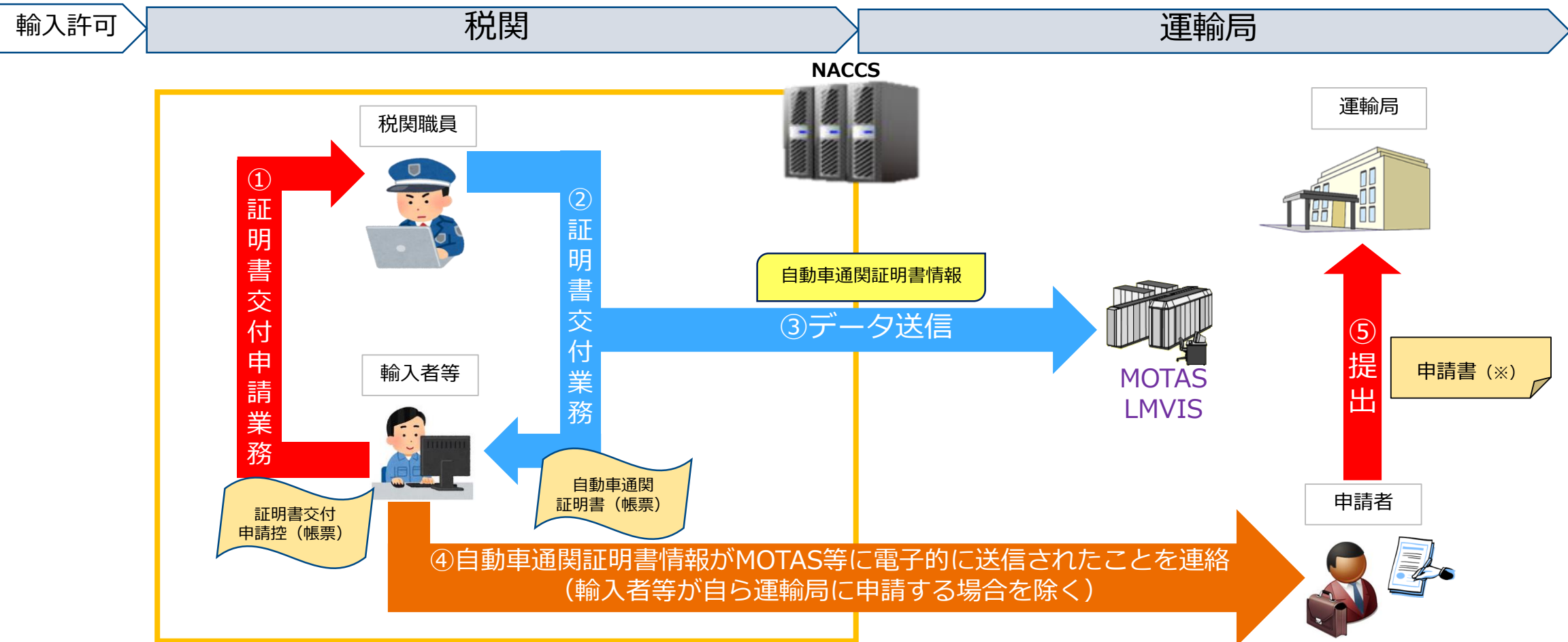
現行概要

- 税関において、自動車等の輸入許可後に輸入者等が「自動車通関証明書」の交付を希望する場合は、書面にて交付している。
- 申請者は運輸局での自動車等の国内新規登録の申請時に、税関が交付した「自動車通関証明書」を提出している。



変更概要

- システムにて、輸入者等が“証明書交付申請業務（仮）”を実施後、税関において内容を確認し、“証明書交付業務（仮）”を実施することで、輸入者等に「自動車通関証明書（帳票）」を配信するとともに、NACCSからMOTAS等に「自動車通関証明書情報」を送信する。



※ 実現に向け、今後、法令改正等の整備を検討。

次期仕様

- 証明書交付申請がシステムにて実施された場合は、税関が“証明書交付申請情報照会業務（仮）”で内容を確認の上、税関確認終了を意味する“証明書交付業務（仮）”を実施する。
- “証明書交付業務（仮）”を実施することにより、輸入者等に手数料納付のための情報が配信され、手数料の納付（納付方法は「電子納付」「収入印紙」「現金」とする）を行うことで、「自動車通関証明書」が帳票として配信される。
- NACCSでは登録された内容に基づき、MOTAS等に「自動車通関証明書情報」を連携する。

